

一般社団法人 日本戦没者遺骨収集推進協会
コンプライアンス委員会設置運営規程

規程第 17 号

令和元年 5 月 16 日

第 14 回臨時理事会決定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「本協会」という。）の職員の服務において法令及び規程の遵守を求め健全な運営を図るため、理事会内にコンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運用について定めるものである。

(構成)

第 2 条 委員会は、理事 4 名以内、理事以外の者 3 名以内（うち 1 名は弁護士）とし、理事会で選任する。

2 委員会には座長を置く。

(任期)

第 3 条 委員の任期は 2 年とし、理事の任期に連動する。設置時の委員の任期は、現理事の任期終了と同時に終了し、次期委員は社員総会後の代表理事互選後、改めて選任する。

2 委員会は常設とするが、開催は必要に応じて座長が招集する。

(任務及び権限)

第 4 条 委員会の任務は、以下のとおりとする。

- (1) 就業規則、臨時職員等就業規則、個人情報保護規程等を見直し、改善点があれば規程の改正案を作成する
- (2) 就業規則等に定めた懲戒解雇、停職、減給などの制裁規定について、処分内容に対応する規程違反の基準を定める。専務理事は、職員の規程違反についてはこの基準に基づいて処分を決定する。
- (3) 専務理事が重大であると認識した事案については、委員会による判断を求めることとし、委員会が判断する。

(4) 前3号にかかわらず、現時点で発生している事案については、委員会が判断する。

(処分の実行)

第5条 会長は、委員会の座長又は専務理事の報告を受け、被処分者に処分を通告する。ただし、専務理事が会長名で処分を通告することを妨げない。

口頭で行う軽微な処分については、会長名又は専務理事名で専務理事が通告する。

(処分の報告)

第6条 処分の結果について、委員会又は専務理事は、処分以後開かれる直近の理事会において報告する。

2 本協会の存立にかかわる事案、又は重大な刑事事件にあっては、臨時理事会を開いて報告する。

(委員の報酬等)

第7条 理事たる委員の報酬は、役員報酬基準による。

2 専門家（弁護士）については、諸謝金支払規程の第2条講演謝金の規定を準用する。

3 前各号に該当しない委員には諸謝金支払規程第5条の出席旅費を適用する。

4 交通費については、それぞれ実費を支給する。

附則

1 この規定は決定の日より実施する。

コンプライアンス委員会の委員名簿
(任期 元年5月16日～現理事の任期満了時)

コンプライアンス委員会 委員

住田 陸快 氏 (理事・全国ソロモン会) 座長
赤木 衛 氏 (理事・JYMA 日本青年遺骨収集団)
伊藤 隆 氏 (理事・大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会)
森本 浩吉 氏 (理事・東部ニューギニア戦友・遺族会)

盛川 英治 氏 (一般財団法人日本遺族会 事務局次長)
河合 弘之 氏 (さくら共同法律事務所 弁護士、
6月4日定時理事会で選任)

事務局として参加

竹之下和雄 (専務理事・事務局長) 発言はするが議決権無し。

栗田 和彦 (事務局・総務主任)

下向 亮弘 (事務局・主任)